

告示第 60 号

太子町住宅耐震推進事業補助金交付要綱（平成 29 年告示第 44 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 2 条第 4 号ア中「（2012 年改訂版、2004 年改訂版）」を「（2025 年改訂版、2012 年改訂版、2004 年改訂版）」に改め、同号イ中「「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996 年版、2011 年版）」を「「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2025 年改訂版、2011 年改訂版、1996 年版）」に改め、同号ウ中「「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」」を「「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」（2017 年改訂版、2001 年改訂版）」に改め、同号エ中「「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」」を「「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」（2009 年改訂版）」に改め、「（2009 年版）」を削り、同条第 7 号中「見積をいい、」を「見積並びに」に改め、「委員会」の次に「（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等行う委員会をいう。）」を加え、同条第 9 号中「建築基準法を満たす住宅を」を「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に適合する住宅を、原則として、同一敷地内で」に改める。

第 3 条中「別表第 4」を「別表第 4 から別表第 8」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「（昭和 25 年法律第 201 号）」を削る。

第 7 条第 1 項中「15 日以内は」を「15 日以内に」に改める。

第 9 条第 1 項中「（町長が別に定める軽微な変更を除く。）」を「（別表第 9 に定める軽微な変更を除く。）」に改める。

別表第 4 を次のとおり改め、同表の次に次の 5 表を加える。

別表第 4（第 3 条関係）

補助事業 の対象と なる者	住宅耐震化補助
	住宅耐震改修計画策定費補助
	次の各項の要件をいずれも満たす者又はその者が高齢者の場合は、 二親等以内の親族 1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等 の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積

	<p>の1/2未満のものに限る。)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 町税を滞納していない者</p> <p>3 太子町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。</p>	
補助事業の対象となる住宅の経費	<p>補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震診断及び耐震改修計画策定に必要な経費。ただし、共同住宅においては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。</p>	
補助率	2/3	
補助金の額	戸建住宅	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は200,000円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p> <p>ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、33,000円を限度とする。</p>
	共同住宅	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は120,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p> <p>ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、40,000円／戸を限度とする。</p>
その他の事項	<p>1 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造である</p>	

	<p>ことを確認できること。</p> <p>2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</p>
--	---

別表第5（第3条関係）

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助
	住宅耐震改修工事費補助
	<p>次の各項の要件をいずれも満たす者又はその者が高齢者の場合は、二親等以内の親族</p> <p>1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は兵庫県が実施する補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 町税を滞納していない者</p> <p>3 所有者の所得が12,000千円以下の者</p> <p>4 太子町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。</p>
補助事業の対	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震改修工事に要する経費。ただ

象となる経費	し、戸建住宅においては総額50万円以上のものに限り、共同住宅においては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。	
補助率	戸建住宅：4/5、共同住宅：4/5	
補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は110万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） ただし、当該事業若しくは兵庫県が実施する補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」又は「わが家の耐震改修促進事業」における「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」若しくは「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅にあつては、過去に受けた補助金の額を控除する。
	共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は400,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。</p> <p>2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</p> <p>3 補助事業の対象となる耐震改修工事は、次の事業者のいずれかとの契約による工事であること。</p> <p>ただし、共同住宅の場合は第1号に限る。</p> <p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>(2) 兵庫県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p>	

別表第6（第3条関係）

補助事	部分型耐震化補助
-----	----------

簡易耐震改修工事費補助	
業の対象となる者	<p>次の各項の要件をいずれも満たす者又はその者が高齢者の場合は、二親等以内の親族</p> <p>1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は兵庫県が実施する補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又は I s 0.3未満のもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの</p> <p>2 町税を滞納していない者</p> <p>3 所有者の所得が12,000千円以下の者</p> <p>4 太子町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。</p>
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事（総額が500,000円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を控除する。</p>
補助率	戸建住宅：4/5
補助金の額	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は500,000円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又は I s 値が0.3以上であることが確認できた</p>

	ため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあつては、33,000円（定額）とする。
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはI s 値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはI s 値が0.3以上であることが確認できること。</p> <p>2 補助事業の対象となる耐震改修工事は、次の事業者のいずれかとの契約による工事であること。ただし、共同住宅の場合は(1)に限る。</p> <p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>(2) 兵庫県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p>

別表第7（第3条関係）

補助事業の対象となる者	建替工事費補助
	次の各号の要件をいずれも満たす者又はその者が高齢者の場合は、二親等以内の親族
	<p>1 除却する住宅（当該事業又は兵庫県が実施する補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）の所有者又はその所有者に準ずると認める者</p> <p>2 新たに建築する住宅の所有者</p> <p>3 町税を滞納していない者</p> <p>4 所得が12,000千円以下の者</p> <p>5 太子町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。</p>

<p>補助事業の対象となる経費</p>	<p>補助事業の対象となる者が、第1項に該当する住宅の敷地内において第1項に該当する住宅を除却し、第2項に定める住宅に建て替える工事（総額が1,000,000円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、当該事業又は兵庫県が実施する補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅については、過去に受けている補助金の額を控除するものとする。</p> <p>1 除却する住宅 次の全ての要件を満たす住宅</p> <p>(1) 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）</p> <p>(2) 所有者又はその所有者に準ずると認める者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(3) 以下に掲げるいずれかの要件を満たすもの</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>イ 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 新築する住宅 以下の全ての要件を満たす住宅</p> <p>(1) 所有者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している又は建築物エネルギー消費性能基準に適合する見込みであること。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p>
---------------------	--

	<p>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内でないこと。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）内」で建設された住宅の内、3戸以上のもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた町長の勧告に従わなかった旨の公表に係るものではないこと。ただし、令和4年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p>
補助率	戸建住宅：4/5
補助金の額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）
その他の事項	—

別表第8（第3条関係）

補助事業の対象となる者	<p style="text-align: center;">防災ベッド等設置費補助</p> <p>補助事業の対象となる住宅の居住者で次の各項の要件をすべて満たす者又はその者が高齢者の場合は、二親等以内の親族</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町税を滞納していない者</li> <li>2 所得が12,000千円以下の者</li> <li>3 太子町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。</li> </ol>
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる者が実施する防災ベッド等の設置（総額が100,000円以上のものに限る。）に要する経費</p> <p><b>【補助事業の対象となる住宅】</b></p> <p>次の全ての要件を満たす住宅</p> <p style="padding-left: 2em;">町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（賃貸</p>

	<p>住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は兵庫県が実施する補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p>
補助率	定額
補助金の額	100,000円
その他の事項	—

別表第9（第9条関係）

関係条項	内 容
第9条 （変更交付申請）	<p>（軽微な経費配分の変更） 補助金の額に変更を生じないもの （添付書類） 第5条関係の各添付書類に準じる。 （軽微な事業内容の変更） 補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p>